

みはらふくし情報

ぼらせんだより 2月



報告

やる気スイッチを 押すなら今！ 第2回目 ～発見・挑戦・充実を体験～

平成29年12月20日(水)
本郷生涯学習センターにて。講師は県立広島大学保健福祉学部作業療法学科の高木雅之さん。参加者19名で開催しました。



この講座は、生活を充実させる手がかりを見つけ、「何か」や「誰か」とつながっていくきっかけとなることを目的に開催しました。

前回の講座から一週間日記をつけてみて、特に印象に残ったことを発表し、更に充実させる工夫を考えました。満足していることは価値を加えてより充実させ、不満だったことは時間帯や道具を変えるなどの工夫で満足に・・・と考えます。参加者の中には、すでに充実の手がかりを見つけている方も多かったようですが、今とは違う手がかりを新たに見つかった方、日々の生活の中で充実していることに気づいた方、ほかの参加者の発表を聞いてきっかけを得た方等、それぞれに得るものがあったと思います。もっと出かけて楽しみを増やすとか、やり方を変えて楽しむとか、誰かの役に立てたらと活動を始めるとか、人それぞれの充実に、ボランティアセンターや社協を通してどのような活動があるか紹介しました。

「新たに」また「もっと」つながっていきましょう！

いのちを守る防災体験会 ～地域のみんなでやろう！～

**参加しよう！
参加無料**

**3月
25日
(日)**

9時50分～13時 (受付9時30分～9時50分)
三原市立宮浦中学校 (宮浦五丁目29番1号)

(駐車場 台数限定)

※小雨決行 雨天時の問い合わせは、090-8999-1875

子ども防災体験
防災紙芝居・防災カルタ

炊き出し体験

防災体験

守る！ (初期消火訓練)
逃げる！ (車いす体験・身近なものでできる負傷者運搬方法)
備える！ (土のう作製体験)

●展示コーナー

防災パネル、非常用持ち出し袋など

●消防本部による救助工作車の展示、説明

※出勤等により、展示できないことがあります。

【問い合わせ先】

三原市防災ネットワーク事務局

三原市生活環境部危機管理課

TEL (0848) 67-6165 FAX (0848) 67-6164

主催：三原市防災ネットワーク

【協力団体】

- ・手話サークルうきしろ昼間部
- ・手話サークルうきしろ夜間部
- ・要約筆記サークル「ひよこ」

しゅわ かい 手話ろう会 に来てみてね!

「手話ろう会」は「手話」や「筆談」で、自由におしゃべりを楽しむ会です。平成29年4月に、手話サークルうきしろ昼間部・夜間部が主催、ろうあ協会が共催でスタートしました。聴覚障がいの方、手話に関心のある方、手話や筆談でコミュニケーションできる方ならどなたでも参加できます。ご都合のつく時間の参加でOK! ご参加お待ちしております!



この日の話題の一つ…「ねえ、地域猫って知ってる?」ワイワイと身近な話題でおしゃべり。あちらでもこちらでも、楽しいおしゃべりが始まって笑いがたえません。

【日 時】
毎月第2土曜日
13時30分～16時
2月の開催はありません。
3月は10日に開催!
4月は14日です(*^_^*)
【場 所】
まちづくり活動ルーム
(サン・シープラザ2階)
【参加費】
100円(お茶・お菓子付き)

「ボランティア活動保険」の事故発生時のお手続き もしも事故が起これば!

ボランティア活動中やその往復途上の安全には十分注意を払っていても、突然の事故はいつ・どこで起こるか分かりません。平成28年度ボランティア活動保険の事故は年間で約2,200件余り発生しています。これは一日あたりにすると約6件の事故が毎日どこかで発生していることとなります。そこで、万一事故が起これしまったら、どのような手続きが必要なのか? また、どのようなことに注意すればよいのか? についてお知らせします。みんなで事故防止に心がけて、安全に楽しくボランティア活動に取り組みましょう。



活動中に転んで
けがをして通院。

ケガの補償

活動中に食べた弁当で
ボランティア自身が食中毒になり入院

事故の際にご連絡をいただく項目

1. ご加入者(被保険者)の氏名、住所、電話番号
2. 事故発生の日時、場所
3. 事故の原因、状況
4. ケガの程度、病院名、電話番号(傷害事故の場合)
5. 相手方の氏名、住所、電話番号、ケガまたは損害の程度(賠償事故の場合)

ボランティア中・往復途上で 事故が起これば!! すみやかに社会福祉協議会へ 事故の連絡をしてください!!

自転車で活動に向かう途中、
誤って他人にケガをさせた。



賠償責任 の補償



活動中に物をこわした。

ご注意ください!

1. 事故発生日から30日以内に保険会社へ事故報告をいたさない、保険金をお支払いできなかつたり、削減してお支払いする場合があります。
2. 賠償事故の場合は、示談に際して予め保険会社の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。保険会社の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできなかつたり、削減してお支払いする場合があります。
3. グループの会則に則り企画・立案されたボランティア活動、もしくは社会福祉協議会に届け出た活動であることを、必要に応じて確認させていただく場合があります。
4. 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

全国ボランティア・市民活動振興センター
ボランティア情報 2017 11月号より一部抜粋

発行:三原市社会福祉協議会
三原市ボランティア・市民活動サポートセンター
〒723-0014 三原市城町一丁目2-1
(サン・シープラザ 4階)
電話 (0848) 67-9339
FAX (0848) 63-0599
Mail miharavs-c@m-shakyo.jp

●みはら市民協働サイト つなごうねっと ●

三原のイベントや団体の情報満載!

<http://mihara.genki365.net/>

ボラセンに閲覧用のパソコンがあります。